1 岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (訪問介護関係部分)

(凡例)

従うべき基準・・・灰色のマーカー

標準・・・・・・囲み文字

参酌すべき基準・・記号なし

省令	岡山市条例及び規則案
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	<u>岡山市</u> 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
(平成十一年三月三十一日)	等を定める条例
(厚生省令第三十七号)	平成24年12月19日
	岡山市条例第85号
第一章 総則	第1章 総則
(趣旨)	(趣旨)
第一条 基準該当居宅サービスの事業に係る介護保険法(平成九年法律第百二十	第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)
三号。以下「法」という。)第四十二条第二項の厚生労働省令で定める基準及び	第42条第1項第2号並びに第74条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居
指定居宅サービスの事業に係る法第七十四条第三項の厚生労働省令で定める基準	宅サービス及び基準該当居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準を定め
は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準と	るとともに、法第70条第2項第1号の規定に基づき、指定居宅サービス事業者
<u>する。</u>	<u>の指定に必要な申請者の要件を定めるものとする。</u>
<u>一~九 (略)</u>	
(定義)	(定義)
第二条 この <u>省令</u> において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に
に定めるところによる。	定めるところによる。
一 居宅サービス事業者 法第八条第一項に規定する居宅サービス事業を行う者	(1) 居宅サービス事業者 法第8条第1項に規定する居宅サービス事業を行う者

をいう。

- 二 指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービス それぞれ法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービスをいう。
- 三 利用料 法第四十一条第一項に規定する居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- 四 居宅介護サービス費用基準額 法第四十一条第四項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。)をいう。
- 五 法定代理受領サービス 法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス 費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅 介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。
- 六 基準該当居宅サービス 法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅 サービスをいう。
- 七 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常 勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員 数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(指定居宅サービスの事業の一般原則)

をいう。

- (2) 指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービス それぞれ法第41条第1項 に規定する指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービスをいう。
- (3) 利用料 法第41条第1項に規定する居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (4) 居宅介護サービス費用基準額 法第41条第4項第1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。)をいう。
- (5) 法定代理受領サービス 法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。
- (6) 基準該当居宅サービス 法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスをいう。
- (7) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常 勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員 数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- (8) 基準省令 指定居宅サービス等の事業の人員,設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)をいう。

(指定居宅サービスの事業の一般原則)

第3条 法第70条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院

第三条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、 地域との結び付きを重視し、市町村<u>(特別区を含む。以下同じ。)</u>,他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携 に努めなければならない。 (医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項の病院をいう。以下同じ。),診療所(同条第2項の診療所をいう。以下同じ。)若しくは薬局(薬事法(昭和35年法律第145号)第2条第11項の薬局をいう。以下同じ。)により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護,訪問リハビリテーション,通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、この限りでない。

- 2 前項に定める者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、 事業を行う者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)及び当該申請に係る事業所を管理する者は、岡山市暴力団排除基本条例(平成24年市条例第3号)第2条第2号に規定する暴力団員であってはならない。
- 3 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の 立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- 4 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任 者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実 施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、地域包括支援センター(法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)、居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努め

第二章 訪問介護

第一節 基本方針

(基本方針)

第四条 指定居宅サービスに該当する訪問介護(以下「指定訪問介護」という。) の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

- 第五条 指定訪問介護の事業を行う者(以下「指定訪問介護事業者」という。)が 当該事業を行う事業所(以下「指定訪問介護事業所」という。)ごとに置くべき 訪問介護員等(指定訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第八条第二項に規 定する政令で定める者をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。)の員 数は、常勤換算方法で、二・五以上とする。
- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者(当該指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者(<u>指定介護</u>予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係

なければならない。

6 指定居宅サービス事業者は、地域包括支援センターから求めがあった場合には、 地域ケア会議に参加するよう努めなければならない。

第2章 訪問介護

第1節 基本方針

(基本方針)

第4条 指定居宅サービスに該当する訪問介護(以下「指定訪問介護」という。) の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

- 第5条 指定訪問介護の事業を行う者(以下「指定訪問介護事業者」という。)が 当該事業を行う事業所(以下「指定訪問介護事業所」という。)ごとに置くべき 訪問介護員等(指定訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規 定する政令で定める者をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)の員 数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。
- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者(当該指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者(<u>岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員</u>、設備及び運営並びに指定介護予防サービス

る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。)第五条第一項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護(指定介護予防サービス等基準第四条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が四十又はその端数を増すごとに一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

- 3 前項の利用者の数は、前三月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第二項のサービス提供責任者は介護福祉士その他<u>厚生労働大臣が定める者</u>であって、専ら指定訪問介護に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第三条の四第一項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。)又は指定夜間対応型訪問介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六条第一項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。)に従事することができる。

等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年市条例第90号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。)第5条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護(指定介護予防サービス等基準条例第4条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

- 3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数<u>とする</u>。
- 4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他基準省令第5条第4項に規定する平成24年厚生労働省告示第118号により厚生労働大臣が定める者であって、専ら指定訪問介護に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年市条例第86号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。)第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。)又は指定夜間対応型訪問介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第48条第1項に規定する指

5 指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者 (指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。)第五条第一項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第五条第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第六条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

- 第七条 指定訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、

定夜間対応型訪問介護事業所をいう。)に従事することができる。

5 指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、 指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一 体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第5条 第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各 項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第6条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

- 第7条 指定訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、

指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第七条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第八条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第二十九条に規定する<u>運営規程</u>の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
  - 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又は口に掲げるもの
    - イ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の 使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の

指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第8条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第30条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
  - (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
    - ア 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の

使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

- ロ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録 された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はそ の家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機 に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提 供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定訪問 介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録 する方法)
- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の 事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に 規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定訪問介護事業者の使用に係る 電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回 線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 指定訪問介護事業者は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供 しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用 いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承 諾を得なければならない。
  - 一 第二項各号に規定する方法のうち指定訪問介護事業者が使用するもの

使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

- イ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録 された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はそ の家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機 に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提 供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定訪問 介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録 する方法)
- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の 事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に 規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定訪問介護事業者の使用に係る 電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回 線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 指定訪問介護事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供 しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用 いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承 諾を得なければならない。
  - (1) 第2項各号に規定する方法のうち指定訪問介護事業者が使用するもの

- 二 ファイルへの記録の方式
- 6 前項の規定による承諾を得た指定訪問介護事業者は、当該利用申込者又はその 家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出が あったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項 の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその 家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第九条 指定訪問介護事業者は、正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒んではな らない。

(サービス提供困難時の対応)

第十条 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の通常の事業の実施地域 (当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を 勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難である と認めた場合は、当該利用申込者に係る<u>居宅介護支援事業者</u>への連絡、適当な他 の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければなら ない。

(受給資格等の確認)

第十一条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供を求められた場合は、その 者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護 認定の有効期間を確かめるものとする。

- (2) ファイルへの記録の方式
- 6 前項の規定による承諾を得た指定訪問介護事業者は、当該利用申込者又はその 家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出が あったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項 の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその 家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第9条 指定訪問介護事業者は、正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第10条 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者(法第8条第23項に規定する居宅介護支援を行う者をいう。以下同じ。)への連絡、適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第11条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定訪問介護事業者は、前項の被保険者証に、法第七十三条第二項に規定する 認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定 訪問介護を提供するように努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

(心身の状況等の把握)

- 第十二条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、要介護認定 を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているか どうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえ て速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が 利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認 定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終 了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

第十三条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十八号)第十三条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(居宅介護支援事業者等との連携)

2 指定訪問介護事業者は、前項の被保険者証に、法第73条第2項に規定する認 定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪 問介護を提供するように努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

- 第12条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、要介護認定 を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているか どうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえ て速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が 利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認 定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終 了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。 (心身の状況等の把握)
- 第13条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。)第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(居宅介護支援事業者等との連携)

- 第十四条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供するに当たっては、居宅介 護支援事業者<u>その他</u>保健医療サービス<u>又は</u>福祉サービスを提供する者との密接な 連携に努めなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス<u>又は</u>福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第十五条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者 が介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」とい う。)第六十四条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその 家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町 村に対して届け出ること等により、指定訪問介護の提供を法定代理受領サービス として受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報 を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わな ければならない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

(居宅サービス計画等の変更の援助)

- 第14条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター又は保健医療サービス者しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び地域包括支援センター又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第15条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画(同条第1号ハ及び二に規定する計画を含む。以下同じ。)の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第16条 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護を提供しなければならない。

(居宅サービス計画等の変更の援助)

第十七条 指定訪問介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第十八条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、 初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨 を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

- 第十九条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問 介護の提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定に より利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項 を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しな ければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第二十条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問介護 を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問介護に係 る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問介護事業者に支払われる居宅介

第17条 指定訪問介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第18条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、 初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨 を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

- 第19条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第20条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問介護 を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問介護に係 る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問介護事業者に支払われる居宅介 護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定訪問介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合は、そ れに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定訪問介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、 あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について 説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第二十一条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問 介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の 額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して 交付しなければならない。

(指定訪問介護の基本取扱方針)

- 第二十二条 指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資する よう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、<u>自ら</u>その提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定訪問介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合は、そ れに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定訪問介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、 あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について 説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第21条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額 その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定訪問介護の基本取扱方針)

- 第22条 指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、<u>多様な評価の手法を用いて</u>その提供する指定訪問介護 の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

## (指定訪問介護の具体的取扱方針)

- 第二十三条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次に掲げるところによる ものとする。
  - 一 指定訪問介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する訪問介護計画に基 づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。
  - 二 指定訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又 はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明 を行う。
  - 三、指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技 術をもってサービスの提供を行う。
  - 四 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利 用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。

## (訪問介護計画の作成)

- 第二十四条 サービス提供責任者(第五条第二項に規定するサービス提供責任者を いう。以下この条及び第二十八条において同じ。)は、利用者の日常生活全般の 状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体 的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成しなければならない。
- 2 訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の12 訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の

(指定訪問介護の具体的取扱方針)

- 第23条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次に掲げるところによるも のとする。
  - (1) 指定訪問介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する訪問介護計画に基 づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。
  - (2) 指定訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又 はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明 を行うこと。
  - (3) 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技 術をもってサービスの提供を行うこと。
  - (4) 指定訪問介護の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、その置かれて いる環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び 助言を行うこと。
- 2 指定訪問介護事業者は、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することが できるように支援しなければならない。

(訪問介護計画の作成)

- 第24条 サービス提供責任者(第5条第2項に規定するサービス提供責任者をい う。以下この条及び<mark>第29条</mark>において同じ。)は、利用者の日常生活全般の状況 及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的な サービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成しなければならない。

内容に沿って作成しなければならない。

- 3 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について 利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成した際には、当該訪問介護計画を 利用者に交付しなければならない。
- 5 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況 の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行うものとする。
- 6 第一項から第四項までの規定は、前項に規定する訪問介護計画の変更について 進用する。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第二十五条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用 者に対する訪問介護の提供をさせてはならない。 内容に沿って作成しなければならない。

- 3 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について 利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成した際には、当該訪問介護計画を 利用者に交付しなければならない。
- 5 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況 の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行うものとする。
- 6 第1項から第4項までの規定は、前項に規定する訪問介護計画の変更について 準用する。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第25条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者 に対する指定訪問介護の提供をさせてはならない。

(別居親族に対するサービス提供の制限)

第26条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その別居の親族である利用者であって、規則で定めるものに対する指定訪問介護の提供をさせてはならない。 ただし、別居の親族である利用者に対する指定訪問介護が規則で定める基準に該当する場合には、この限りでない。

<条例施行規則案>

(別居の親族)

第2条 条例第26条に規定する規則で定める者は、訪問介護員等との関係が、次の各号のいずれかに該当する利用者とする。

- (1) 配偶者
- (2) 3親等内の血族及び姻族

(別居の親族に対する指定訪問介護に係るサービス提供の制限の例外)

- 第3条 条例第26条ただし書に規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。
- (1) 指定訪問介護の利用者が離島、山間のへき地その他の地域であって、その 別居の親族から指定訪問介護の提供を受けなければ、必要な訪問介護の見込 量を確保することが困難であると市長が認める地域に住所を有すること。
- (2) 指定訪問介護が介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。
- )第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者又は法第47条第1項 第1号に規定する基準該当居宅介護支援の事業を行う者の作成する居宅サー ビス計画に基づいて提供されること。
- (3) 指定訪問介護が条例第5条第2項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供されること。
- (4) 指定訪問介護が入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とすること。
- (5) 指定訪問介護を提供する訪問介護員等の当該指定訪問介護に従事する時間 の合計時間が当該訪問介護員等が指定訪問介護に従事する時間の合計時間の おおすね2分の1を超えないこと。
- 2 指定訪問介護事業者は、条例第26条ただし書及び前項の規定に基づき、 訪問介護員等にその別居の親族である利用者に対する指定訪問介護の提供を させる場合において、当該利用者の意向、当該利用者に係る条例第24条の

(利用者に関する市町村への通知)

- 第二十六条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。
  - 正当な理由なしに指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
  - 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 (緊急時等の対応)
- 第二十七条 訪問介護員等は、現に指定訪問介護の提供を行っているときに利用者 に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を 行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

- 第二十八条 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者及 び業務の管理を、一元的に行わなければならない。
- 2 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者にこの<u>章</u>の 規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- 3 サービス提供責任者は、第二十四条に規定する業務のほか、次<u>の各号</u>に掲げる 業務を行うものとする。

訪問介護計画の実施状況等からみて、当該指定訪問介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問介護員等に対し適切な指示を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

- 第27条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。
  - (1) 正当な理由なしに指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
  - (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 (緊急時等の対応)
- 第28条 訪問介護員等は、現に指定訪問介護の提供を行っているときに利用者に 病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行 う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

- 第29条 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者及び 業務の管理を、一元的に行わなければならない。
- 2 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者にこの<u>節</u>の 規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- 3 サービス提供責任者は、第24条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行 うものとする。

- 一 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。
- 二利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- 三 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。
- 四 訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- 五 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- 六 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- 七 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- 八 その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。 (運営規程)
- 第二十九条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」とい
  - <u>う。)</u>を定めておかなければならない。
  - 一 事業の目的及び運営の方針
  - 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - 三 営業日及び営業時間
  - 四 指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額
  - 五 通常の事業の実施地域
  - 六 緊急時等における対応方法

- (1) 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。
- (2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- (3) サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。
- (4) 訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この項において同じ。) に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- (5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- (6) 訪問介護員等の能力及び希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- (8) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。 (運営規程)
- 第30条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の 運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
  - (1) 事業の目的及び運営の方針
  - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - (3) 営業日及び営業時間
  - (4) 指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額
  - (5) 通常の事業の実施地域
  - (6) 緊急時, 事故発生時等における対応方法

七 その他運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第二十九条の二 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の事業の運営に当たっては、 入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事(以下この条におい て「介護等」という。) を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の 援助に偏することがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

- 第三十条 指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供できる よう、指定訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなけ ればならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、当該指定訪問介護事業所 の訪問介護員等によって指定訪問介護を提供しなければならない。
- 3 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会 を確保しなければならない。

(衛生管理等)

いて、必要な管理を行わなければならない。

- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) 成年後見制度の活用支援
- (9) 苦情解決体制の整備
- (10) その他運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第31条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、 排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事(以下この条において「介 護等」という。)を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に 偏することがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

- 第32条 指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供できる よう、指定訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定め、その勤務 の実績とともに記録しておかなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、当該指定訪問介護事業所 の訪問介護員等によって指定訪問介護を提供しなければならない。
- 3 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために研修計画を作成し、 当該計画に従い、研修を実施しなければならない。
- 4 指定訪問介護事業者は、従業者の計画的な人材育成に努めなければならない。 (衛牛管理等)
- 第三十一条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態につ 第33条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態につい て、必要な管理を行わなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第三十二条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営 規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に 資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

- 第三十三条 指定訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り 得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を 用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族 の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。 (広告)
- 第三十四条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第三十五条 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、 利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生 的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第34条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、<u>重要事項に関する規程</u>の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

- 第35条 指定訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を 用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族 の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第36条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第37条 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品

品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

- 第三十六条 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者及びその 家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口 を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等 を記録しなければならない。
- 3 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定訪問介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第百七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、

その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

- 第38条 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者<u>又は</u>その家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定訪問介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第4 5条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、

前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。 (地域との連携)

第三十六条の二 指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した 指定訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及 び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければな らない。

(事故発生時の対応)

- 第三十七条 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して<mark>採った</mark>処置について記録しなければならない。
- 3 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき 事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 (会計の区分)
- 第三十八条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第三十九条 指定訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。 (地域との連携)

第39条 指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第40条 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して<u>とった</u>処置について記録しなければならない。
- 3 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき 事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 (会計の区分)
- 第41条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第42条 指定訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を 整備しておかなければならない。

- 2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次<u>の各号</u>に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>二年間</u>保存しなければならない。
  - 一訪問介護計画
  - 二 第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - 三 第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録
  - 四 第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録
  - 五 <u>第三十七条</u>第二項に規定する事故の状況及び事故に際して<u>採った</u>処置についての記録

第五節 基準該当居宅サービスに関する基準

(訪問介護員等の員数)

第四十条 基準該当居宅サービスに該当する訪問介護又はこれに相当するサービス (以下「基準該当訪問介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当訪問介 護事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「基準該当訪問介護事業 所」という。)ごとに置くべき訪問介護員等(基準該当訪問介護の提供に当たる 介護福祉士又は法第八条第二項に規定する政令で定める者をいう。以下この節に おいて同じ。)の員数は、三人以上とする。

2 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の うちー人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

- 2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
  - (1) 訪問介護計画
  - (2) 第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - (3) 第27条に規定する市町村への通知に係る記録
  - (4) 第32条第1項に規定する勤務の体制等の記録
  - (5) 第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して<u>とった</u>処置について の記録
- (7) 法第40条に規定する介護給付及び第20条第1項から第3項までに規定する利用料等に関する請求及び受領等の記録

第5節 基準該当居宅サービスに関する基準

(訪問介護員等の員数)

- 第43条 基準該当居宅サービスに該当する訪問介護又はこれに相当するサービス (以下「基準該当訪問介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当訪問介護事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「基準該当訪問介護事業所」という。)ごとに置くべき訪問介護員等(基準該当訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この節において同じ。)の員数は、3人以上とする。
- 2 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の うち1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

3 基準該当訪問介護の事業と基準該当介護予防訪問介護(指定介護予防サービス等基準第四十一条第一項に規定する基準該当介護予防訪問介護をいう。以下同じ。)の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項及び同条第二項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第四十一条 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備及び備品等)

- 第四十二条 基準該当訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの 区画を設けるほか、基準該当訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 2 基準該当訪問介護の事業と基準該当介護予防訪問介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定介護予防サービス等基準第四十三条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

3 基準該当訪問介護の事業と基準該当介護予防訪問介護(指定介護予防サービス等基準条例第43条第1項に規定する基準該当介護予防訪問介護をいう。以下同じ。)の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項及び同条第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第44条 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備及び備品等)

- 第45条 基準該当訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区 画を設けるほか、基準該当訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなけれ ばならない。
- 2 基準該当訪問介護の事業と基準該当介護予防訪問介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定介護予防サービス等基準条例第45条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

第四十二条の二 基準該当訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する訪問介護が次のいずれにも該当する場合には、この限りでない。

- 一 当該訪問介護の利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定 訪問介護のみによっては必要な訪問介護の見込量を確保することが困難である と市町村が認めるものに住所を有する場合
- 二 当該訪問介護が、法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者又は法第四十七条第一項第一号に規定する基準該当居宅介護支援の事業を行う者の作成する居宅サービス計画に基づいて提供される場合
- 三 当該訪問介護が,第四十条第二項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合
- 四 当該訪問介護が、入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合
- 五 当該訪問介護を提供する訪問介護員等の当該訪問介護に従事する時間の合計時間が、当該訪問介護員等が訪問介護に従事する時間の合計時間のおおむね二 分の一を超えない場合

第46条 基準該当訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する基準該当訪問介護の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する基準該当訪問介護が規則で定める基準に該当する場合には、この限りでない。

<条例施行規則案> (同居家族に対するサービス提供の制限の例外) 第4条 条例第46条ただし書に規定する規則で定める基準は、次の各号のい ずれにも該当する場合とする。

- (1) 基準該当訪問介護の利用者が離島、山間のへき地その他の地域であって、その同居の家族から基準該当訪問介護の提供を受けなければ、必要な訪問介護の見込量を確保することが困難であると市長が認める地域に住所を有すること。
- (2) 基準該当訪問介護が法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者又は法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援の事業を行う者の作成する居宅サービス計画に基づいて提供されること。
- (3) 基準該当訪問介護が条例第43条第2項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供されること。
- (4) 基準該当訪問介護が入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とすること。
- (5) 基準該当訪問介護を提供する訪問介護員等の当該基準該当訪問介護に従事する時間の合計時間が当該訪問介護員等が基準該当訪問介護に従事する時間の合計時間のおおされ2分の1を超えないこと。

2 基準該当訪問介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき、訪問介護員等にその同居の家族である利用者に対する基準該当訪問介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向で当該利用者に係る第四十三条において準用する第二十四条第一項の訪問介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当訪問介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問介護員等に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(進用)

第四十三条 第一節及び第四節 (第十五条,第二十条第一項,第二十五条,<u>第二十</u> 九条の二並びに<u>第三十六条</u>第五項及び第六項を除く。)の規定は,基準該当訪問 介護の事業について準用する。この場合において,第十九条中「内容,当該指定 訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受け る居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と,第二十条第二項及び第二十 一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該 当訪問介護」と,第二十条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と,第二十四 条第一項中「第五条第二項」とあるのは「<u>第四十条</u>第二項」と,「<u>第二十八条</u>」 とあるのは「第四十三条において準用する第二十八条」と読み替えるものとする。

2 基準該当訪問介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき、訪問介護員等にその同居の家族である利用者に対する基準該当訪問介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向、当該利用者に係る次条において準用する第24条第1項の訪問介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当訪問介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問介護員等に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第47条 第1節及び第4節 (第15条, 第20条第1項, 第25条, <u>第31条</u>並びに<u>第38条</u>第5項及び第6項を除く。)の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、<u>第8条第1項中「第30条」とあるのは「第47条において準用する第30条」と、</u>第19条<u>第1項</u>中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第20条第2項及び第21条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、第20条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、<u>第23条第1項第1号中「次条第1項」とあるのは「第47条において準用する次条第1項」と、</u>第24条第1項中「第5条第2項」とあるのは「<u>第43条</u>第2項」と、「<u>第29条</u>」とあるのは「<u>第47条</u>において準用する<u>第29条</u>」と、第29条第2項中「この節」とあるのは「第47条において準用する第29条」と、第29条第2項中「この節」とあるのは「第2章第5節」と、同条第3項中「第24条」とあるのは「第47条において準用する第29条」と、第29条第2項中「第9条第2項」と、同条第3項中「第24条」とあるのは「第47条において準用する第29条」と、第42条第2項第2号中「第19条第2項」と、同項3号中「第

27条」とあるのは「第47条において準用する第27条」と、同項4号中「第
32条第1項」とあるのは「第47条において準用する第32条第1項」と、同
項5号中「第38条第2項」とあるのは「第47条において準用する第38条第
2項」と、同項第6号中「第40条第2項」とあるのは「第47条において準用
する第40条第2項」と、同項第7号中「第20条第1項から第3項」とあるの
は「第47条において準用する第20条第2項及び第3項」と読み替えるものと
する。

6 岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (凡例) <u>(介護予防訪問介護関係部分)</u>

従うべき基準・・・灰色のマーカー

標準・・・・・・囲み文字

参酌すべき基準・・記号なし

省令	岡山市条例及び規則案
指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防	<u>岡山市</u> 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定
サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関す
	る基準等を定める条例
	平成24年12月19日
(厚生労働省令第三十五号)	岡山市条例第90号
第一章 総則	第1章 総則
(趣旨)	(趣旨)
第一条 基準該当介護予防サービスの事業に係る介護保険法(平成九年法律第百	第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)
二十三号。以下「法」という。)第五十四条第二項の厚生労働省令で定める基	第54条第1項第2号並びに第115条の4第1項及び第2項の規定に基づき、
準及び指定介護予防サービスの事業に係る法第百十五条の四第三項の厚生労働	指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスの事業の人員、設備及び運
省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定め	営並びに指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスに係る介護予防の
る規定による基準とする。	ための効果的な支援の方法に関する基準を定めるとともに、法第115条の2第
<u>一~九 (略)</u>	2項第1号の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者の指定に必要な申請者
	の要件を定めるものとする。
(定義)	(定義)
第二条 この省合において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に

に定めるところによる。

- 介護予防サービス事業者 法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス 事業を行う者をいう。
- 二 指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービス それぞれ法第五十 三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービス をいう。
- 三 利用料 法第五十三条第一項に規定する介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- 四 介護予防サービス費用基準額 法第五十三条第二項第一号又は第二号に規定 する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指 定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防 サービスに要した費用の額とする。)をいう。
- 五 法定代理受領サービス 法第五十三条第四項の規定により介護予防サービス 費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該 介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。
- 六 基準該当介護予防サービス 法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当 介護予防サービスをいう。
- 七 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常 勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員 数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

定めるところによる。

- (1) 介護予防サービス事業者 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス 事業を行う者をいう。
- (2) 指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービス それぞれ法第53 条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービスを いう。
- (3) 利用料 法第53条第1項に規定する介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (4) 介護予防サービス費用基準額 法第53条第2項第1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。)をいう。
- (5) 法定代理受領サービス 法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。
- (6) 基準該当介護予防サービス 法第54条第1項第2号に規定する基準該当介 護予防サービスをいう。
- (7) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常 勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員 数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- (8) 基準省令 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定

(指定介護予防サービスの事業の一般原則)

第三条 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に 利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。 介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成18年厚生労働省令第35号)をいう。

(指定介護予防サービスの事業の一般原則)

- 第3条 法第115条の2第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項の病院をいう。以下同じ。)、診療所(同条第2項の診療所をいう。以下同じ。)若しくは薬局(薬事法(昭和35年法律第145号)第2条第11項の薬局をいう。以下同じ。)により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、この限りでない。
- 2 前項に定める者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、 事業を行う者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者 と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)及び当該申請に係る 事業所を管理する者は、岡山市暴力団排除基本条例(平成24年市条例第3号) 第2条第2号に規定する暴力団員であってはならない。
- 3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- 4 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、 責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修

2 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営するに当 たっては、地域との結び付きを重視し、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、 他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供 する者との連携に努めなければならない。

第二章 介護予防訪問介護 第一節 基本方針

第四条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護(以下「指定介護予防」 訪問介護」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要 支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立 した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活 全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もっ て利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

第五条 指定介護予防訪問介護の事業を行う者(以下「指定介護予防訪問介護事業 | 第5条 指定介護予防訪問介護の事業を行う者(以下「指定介護予防訪問介護事業 者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防訪問介護事業所」

を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

- 5 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営するに当 たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、地域包括支援センター(法第1 15条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)、介 護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者 との連携に努めなければならない。
- 6 指定介護予防サービス事業者は、地域包括支援センターから求めがあった場合 には、地域ケア会議に参加するよう努めなければならない。

第2章 介護予防訪問介護 第1節 基本方針

(基本方針)

第4条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護(以下「指定介護予防 訪問介護」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要 支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立 した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活 全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もっ て利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防訪問介護事業所」

という。)ごとに置くべき訪問介護員等(指定介護予防訪問介護の提供に当たる 介護福祉士又は法第八条の二第二項に規定する政令で定める者をいう。以下この 節から第五節までにおいて同じ。)の員数は、常勤換算方法で、二・五以上とす る。

- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者(当該指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第五条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護(指定居宅サービス等基準第四条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防訪問介護及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が四十又はその端数を増すごとに一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。
- 3 前項の利用者の数は、前三月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第二項のサービス提供責任者は介護福祉士その他<u>厚生労働大臣が定める者</u>であって、専ら指定介護予防訪問介護に従事するものをもって充てなければならない。 ただし、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に支障がない場合は、同一

- という。) ごとに置くべき訪問介護員等(指定介護予防訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条の2第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この節から第5節までにおいて同じ。) の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。
- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者(当該指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者(岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年市条例第85号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護(指定居宅サービス等基準条例第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防訪問介護及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。
- 3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。
- 4 第2項のサービス提供責任者は介護福祉士その他基準省令第5条第4項に規定 する平成24年厚生労働省告示第118号により厚生労働大臣が定める者であって、専ら指定介護予防訪問介護に従事するものをもって充てなければならない。

敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(<u>指定地域密着型サービスの事業の人員</u>,設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第三条の四第一項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。<u>以下同じ。</u>)又は指定夜間対応型訪問介護事業所(指定地域密着型サービス基準<u>第六条</u>第一項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。)に従事することができる。

5 指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、 指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一 体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第五条第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定 する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第六条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに専ら その職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予 防訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問介護事業所 の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事す ることができるものとする。

第三節 設備に関する基準

ただし、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(<u>岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員</u>、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年市条例第86号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。)第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。)又は指定夜間対応型訪問介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第48条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。)に従事することができる。

5 指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、 指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一 体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第5条第1 項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に 規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第6条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに専ら その職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予 防訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問介護事業所 の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事す ることができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

- 第七条 指定介護予防訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを 有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防訪問介護の提供に必要な設備及び 備品等を備えなければならない。
- 2 指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、 指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一 体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第七条第一項に 規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たし ているものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第八条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第二十六条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問介護事業者は、当該文書

- 第7条 指定介護予防訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを 有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防訪問介護の提供に必要な設備及び 備品等を備えなければならない。
- 2 指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、 指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一 体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第7条第1 項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満 たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第8条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第27条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問介護事業者は、当該文書

を交付したものとみなす。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又は口に掲げるもの
  - イ 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はそ の家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、 受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
  - ロ 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイ ルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込 者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電 子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法 による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイ ルにその旨を記録する方法)
- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の 事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に 規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力する ことによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防訪問介護事業者の使 用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電 気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 指定介護予防訪問介護事業者は、第二項の規定により第一項に規定する重要事 5 指定介護予防訪問介護事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事

を交付したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
  - ア 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はそ の家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、 受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
  - イ 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイ ルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込 者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電 子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法 による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイ ルにその旨を記録する方法)
- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の 事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に 規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力する ことによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防訪問介護事業者の使 用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電 気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、 その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法に よる承諾を得なければならない。

- 一 第二項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問介護事業者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式
- 6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問介護事業者は、当該利用申込者 又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨 の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する 重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者 又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

## (提供拒否の禁止)

第九条 指定介護予防訪問介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問介護の 提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第十条 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、 その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法に よる承諾を得なければならない。

- (1) 第2項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問介護事業者が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問介護事業者は、当該利用申込者 又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨 の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する 重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者 又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第9条 指定介護予防訪問介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問介護の 提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第10条 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者(法第8条の2第18項に規定する介護予防支援を行う者をいう。以下同じ。)への連絡、適当な他の指定介護予防訪問介護事業者等の紹介その他の必要

(受給資格等の確認)

- 第十一条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。
- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の被保険者証に、法第百十五条の三第二項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問介護を提供するように努めなければならない。 (要支援認定の申請に係る援助)
- 第十二条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。(心身の状況等の把握)
- 第十三条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定介

な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

- 第11条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。
- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2 項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に 配慮して、指定介護予防訪問介護を提供するように努めなければならない。 (要支援認定の申請に係る援助)
- 第12条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。(心身の状況等の把握)
- 第13条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定介

護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十七号。 以下「指定介護予防支援等基準」という。)第三十条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

- 第十四条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供するに当 たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供 する者との密接な連携に努めなければならない。
- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス<u>又は</u>福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

第十五条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。)第八十三条の九各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス

護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。)第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

- 第14条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者、地域包括支援センターその他保健医療サービス 又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び地域包括支援センター又は保健医療サービス<u>若しくは</u>福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

第15条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画(同条第1号ハ及び二に規定する計画を含む。以下同じ。)の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町

費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する 情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援 助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第十六条 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防サービス計画<u>(施行規則第八十三条の九第一号ハ及び二に規定する計画を含む。以下同じ。)</u>が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。 (介護予防サービス計画等の変更の援助)

第十七条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更 を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要 な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第十八条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第十九条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した

村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第16条 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第17条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更 を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要 な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第18条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第19条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書

書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

- 第二十条 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定 介護予防訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該 指定介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防 訪問介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を 受けるものとする。
- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護 予防訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介 護予防訪問介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生 じないようにしなければならない。
- 3 指定介護予防訪問介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選 定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問介護 を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

- 第20条 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定 介護予防訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該 指定介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防 訪問介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を 受けるものとする。
- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護 予防訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介 護予防訪問介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生 じないようにしなければならない。
- 3 指定介護予防訪問介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選 定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問介護 を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第二十一条 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない 指定介護予防訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予 防訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提 供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第二十二条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する介護予防訪問介護の提供をさせてはならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第21条 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指 定介護予防訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防 訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供 証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第22条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する介護予防訪問介護の提供をさせてはならない。

(別居親族に対するサービス提供の制限)

第23条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その別居の親族である利用者であって、規則で定めるものに対する指定介護予防訪問介護の提供をさせてはならない。ただし、別居の親族である利用者に対する指定介護予防訪問介護が規則で定める基準に該当する場合には、この限りでない。

## <条例施行規則案>

(別居の親族)

- 第2条 条例第23条に規定する規則で定める者は、訪問介護員等との関係が、 次の各号のいずれかに該当する利用者とする。
- (1) 配偶者
- (2) 3親等内の血族及び烟族

(別居の親族に対する指定介護予防訪問介護に係るサービス提供の制限の 例外)

- 第3条 条例第23条に規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれに も該当する場合とする。
- (1) 指定介護予防訪問介護の利用者が離島、山間のへき地その他の地域であって、その別居の親族から指定介護予防訪問介護の提供を受けなければ、必要な介護予防訪問介護の見込量を確保することが困難であると市長が認める地域に住所を有すること。
- (2) 指定介護予防訪問介護が介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者又は法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援の事業を行う者の作成する介護予防サービス計画に基づいて提供されること。
- (3) 指定介護予防訪問介護が条例第5条第2項に規定するサービス提供責任者 の行う具体的な指示に基づいて提供されること。
- (4) 指定介護予防訪問介護が入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とすること。
- (5) 指定介護予防訪問介護を提供する訪問介護員等の当該指定介護予防訪問介護に従事する時間の合計時間が当該訪問介護員等が指定介護予防訪問介護に 従事する時間の合計時間のおおむね2分の1を超えないこと。
- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、条例第23条ただし書及び前項の規定に 基づき、訪問介護員等にその別居の親族である利用者に対する指定介護予防 訪問介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向、当該利用者に係 る条例第41条第2号の介護予防訪問介護計画の実施状況等からみて、当該

(利用者に関する市町村への通知)

- 第二十三条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を受けている 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨 を市町村に通知しなければならない。
  - 一 正当な理由なしに指定介護予防訪問介護の利用に関する指示に従わないこと により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態にな ったと認められるとき。
  - 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 (緊急時等の対応)
- 第二十四条 訪問介護員等は、現に指定介護予防訪問介護の提供を行っているとき に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師へ の連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

- 第二十五条 指定介護予防訪問介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護 事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。
- 2 指定介護予防訪問介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の 従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

指定介護予防訪問介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問 介護員等に対し適切な指示を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

- 第24条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を受けている利 用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を 市町村に通知しなければならない。
  - (1) 正当な理由なしに指定介護予防訪問介護の利用に関する指示に従わないこと により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態にな ったと認められるとき。
  - (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 (緊急時等の対応)
- 第25条 訪問介護員等は、現に指定介護予防訪問介護の提供を行っているときに 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への 連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

- 第26条 指定介護予防訪問介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護事 業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。
- 2 指定介護予防訪問介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の 従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとす る。
- 3 サービス提供責任者(第五条第二項に規定するサービス提供責任者をいう。以 │ 3 サービス提供責任者(第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以

下この節及び次節において同じ。)は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 一 指定介護予防訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。
- 二 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- 三 サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等との連携に関すること。
- 四 訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。)に 対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況につ いての情報を伝達すること。
- 五 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- 六 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- 七 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- 八 その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

## (運営規程)

- 第二十六条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければな らない。
  - 一 事業の目的及び運営の方針
  - 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - 三 営業日及び営業時間
  - 四 指定介護予防訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額
  - 五 通常の事業の実施地域

下この節及び次節において同じ。)は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 指定介護予防訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。
- (2) 利用者の状態の変化及びサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- (3) サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等との連携に関すること。
- (4) 訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この<u>項</u>において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- (5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- (6) 訪問介護員等の能力及び希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (7) 訪問介護員等に対する研修,技術指導等を実施すること。
- (8) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。 (運営規程)
- 第27条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければな らない。
  - (1) 事業の目的及び運営の方針
  - (2) 従業者の職種, 員数及び職務の内容
  - (3) 営業日及び営業時間
  - (4) 指定介護予防訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額
  - (5) 通常の事業の実施地域

六 緊急時等における対応方法

七 その他運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第二十七条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の事業の運営 に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事(以 下この条において「介護等」という。)を常に総合的に提供するものとし、介護 等のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

- 第二十八条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問介護を提供できるよう、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の 勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、当該指 定介護予防訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定介護予防訪問介護を提供 しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、<u>その研修の機会を確保しなければならない</u>。

- (6) 緊急時, 事故発生時等における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) 成年後見制度の活用支援
- (9) 苦情解決体制の整備
- (10) その他運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第28条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の事業の運営に 当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事(以下 この条において「介護等」という。)を常に総合的に提供するものとし、介護等 のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

- 第29条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問 介護を提供できるよう、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤 務の体制を定め、その勤務の実績とともに記録しておかなければならない。
- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、当該指 定介護予防訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定介護予防訪問介護を提供 しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために研修計画 を作成し、当該計画に従い、研修を実施しなければならない。
- 4 指定介護予防訪問介護事業者は、従業者の計画的な人材育成に努めなければならない。

(衛牛管理等)

- 第二十九条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康 状態について、必要な管理を行わなければならない。
- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の設備及び備品 等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第三十条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の見やす い場所に、第二十六条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の **勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項** を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

- 第三十一条 指定介護予防訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業 務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者で あった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密 を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定介護予防訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個 人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は 当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。 (広告)

(衛牛管理等)

- 第30条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状 態について、必要な管理を行わなければならない。
- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の設備及び備品 等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第31条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の見やす い場所に、第27条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤 務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を 掲示しなければならない。

(秘密保持等)

- 第32条 指定介護予防訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務 上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者で あった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密 を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定介護予防訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個 人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は 当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第三十二条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所につい上第33条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所について

て広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第三十三条 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者 に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

- 第三十四条 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情 の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め 又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に 関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた 場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定介護予防訪問介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の 改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和三十三年法

広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第34条 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

- 第35条 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者<u>又は</u>その家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情 の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に関し、法第 23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又 は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関 して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場 合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定介護予防訪問介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の 改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者 からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律

律第百九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。 以下同じ。)が行う法第百七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国 民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指 導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定介護予防訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

第三十四条の二 指定介護予防訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、 提供した指定介護予防訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派 遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよ う努めなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第三十五条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して<u>採った</u>処置について記録しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければなら

第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定介護予防訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

第36条 指定介護予防訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第37条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護 の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に 係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければな らない。
- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して<u>とった</u>処置について記録しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければなら

ない。

(会計の区分)

第三十六条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに 経理を区分するとともに、指定介護予防訪問介護の事業の会計とその他の事業の 会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

- 第三十七条 指定介護予防訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に関する次<u>の各号</u>に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>二年間</u>保存しなければならない。
  - 一 介護予防訪問介護計画
  - 二 第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - 三 第二十三条に規定する市町村への通知に係る記録
  - 四 第三十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録
  - 五 <u>第三十五条</u>第二項に規定する事故の状況及び事故に際して<u>採った</u>処置についての記録

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

ない。

(会計の区分)

第38条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

- 第39条 指定介護予防訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する 諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>5年間</u>保存しなければならない。
  - (1) 介護予防訪問介護計画
  - (2) 第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - (3) 第24条に規定する市町村への通知に係る記録
  - (4) 第29条第1項に規定する勤務の体制等の記録
  - (5) 第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録
  - (6) 第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して<u>とった</u>処置について の記録
  - (7) 法第52条に規定する予防給付及び第20条第1項から第3項までに規定する利用料等に関する請求及び受領等の記録

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防訪問介護の基本取扱方針)

- 第三十八条 指定介護予防訪問介護は、利用者の介護予防(法第八条の二第二項に 規定する介護予防をいう。以下同じ。)に資するよう、その目標を設定し、計画 的に行われなければならない。
- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、<u>自ら</u>その提供する指定介護予防訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防訪問介護の具体的取扱方針)

第三十九条 訪問介護員等の行う指定介護予防訪問介護の方針は、第四条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによる ものとする。 (指定介護予防訪問介護の基本取扱方針)

- 第40条 指定介護予防訪問介護は、利用者の介護予防(法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。)に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、<u>多様な評価の手法を用いて</u>その提供する指定 介護予防訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。
- 6 指定介護予防訪問介護事業者は、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することができるように支援しなければならない。

(指定介護予防訪問介護の具体的取扱方針)

第41条 訪問介護員等の行う指定介護予防訪問介護の方針は、第4条に規定する 基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるも のとする。

- 一 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- 二 サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問介護計画を作成するものとする。
- 三 介護予防訪問介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 四 サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 五 サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画を作成した際には、当該介護 予防訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 六 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護予防訪問介護計画に基づき、 利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- 七 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、 利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 八 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切

- (1) 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
- (2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問介護計画を作成すること。
- (3) 介護予防訪問介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならないこと。
- (4) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならないこと。
- (5) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画を作成した際には、当該介護 予防訪問介護計画を利用者に交付しなければならない<u>こと</u>。
- (6) 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護予防訪問介護計画に基づき、 利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。
- (7) 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、 利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う<u>こと</u>。
- (8) 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切

な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

- 九 サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも一月に一回は、当該介護予防訪問介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防訪問介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防訪問介護計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。
- 十 サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に 報告しなければならない。
- 十一 サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護 予防訪問介護計画の変更を行うものとする。
- 十二 第一号から第十号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問介護計画の変更について準用する。

(指定介護予防訪問介護の提供に当たっての留意点)

- 第四十条 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。
  - 一 指定介護予防訪問介護事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援に おけるアセスメント(指定介護予防支援等基準第三十条第七号に規定するアセ スメントをいう。以下同じ。)において把握された課題、指定介護予防訪問介

な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。

- (9) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防訪問介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防訪問介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問介護計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うこと。
- (10) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない<u>こと</u>。
- (11) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問介護計画の変更を行う<u>こと</u>。
- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問介護計画の変更について準用する。

(指定介護予防訪問介護の提供に当たっての留意点)

- 第42条 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。
  - (1) 指定介護予防訪問介護事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援に おけるアセスメント(指定介護予防支援等基準第30条第7号に規定するアセ スメントをいう。以下同じ。)において把握された課題、指定介護予防訪問介

護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。

二 指定介護予防訪問介護事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準

## (訪問介護員等の員数)

第四十一条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防訪問介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当介護予防訪問介護事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「基準該当介護予防訪問介護事業所」という。)ごとに置くべき訪問介護員等(基準該当介護予防訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第八条の二第二項に規定する政令で定める者をいう。以下この節において同じ。)の員数は、三人以上とする。

- 2 基準該当介護予防訪問介護事業者は、基準該当介護予防訪問介護事業所ごとに、 訪問介護員等のうち一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。
- 3 基準該当介護予防訪問介護の事業と基準該当訪問介護(指定居宅サービス等基準<u>第四十条</u>第一項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。)の事業とが,同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項及び同条第二項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前

護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。

(2) 指定介護予防訪問介護事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準 (訪問介護員等の員数)

第43条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防訪問介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当介護予防訪問介護事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「基準該当介護予防訪問介護事業所」という。)ごとに置くべき訪問介護員等(基準該当介護予防訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条の2第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この節において同じ。)の員数は、3人以上とする。

- 2 基準該当介護予防訪問介護事業者は、基準該当介護予防訪問介護事業所ごとに、 訪問介護員等のうち1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。
- 3 基準該当介護予防訪問介護の事業と基準該当訪問介護(指定居宅サービス等基準条例第43条第1項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。)の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項及び同条第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもっ

二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第四十二条 基準該当介護予防訪問介護事業者は、基準該当介護予防訪問介護事業 所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準 該当介護予防訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防 訪問介護事業所の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職 務に従事することができるものとする。

(設備及び備品等)

- 第四十三条 基準該当介護予防訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当介護予防訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 2 基準該当介護予防訪問介護の事業と基準該当訪問介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第四十二条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

第四十四条 基準該当介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する介護予防訪問介護の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する介護予防訪問介護が次のいずれにも該当する場合には、この限りでない。

て、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 (管理者)

第44条 基準該当介護予防訪問介護事業者は、基準該当介護予防訪問介護事業所 ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該 当介護予防訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪 問介護事業所の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務 に従事することができるものとする。

(設備及び備品等)

- 第45条 基準該当介護予防訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な 広さの区画を設けるほか、基準該当介護予防訪問介護の提供に必要な設備及び備 品等を備えなければならない。
- 2 基準該当介護予防訪問介護の事業と基準該当訪問介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第45条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

第46条 基準該当介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する<u>基準該当</u>介護予防訪問介護の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する<u>基準該当</u>介護予防訪問介護が<u>規則で定める基準に該当</u>する場合には、この限りでない。

<条例施行規則案> (同居家族に対するサービス提供の制限の例外)

- 一 当該介護予防訪問介護の利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定介護予防訪問介護のみによっては必要な介護予防訪問介護の見込量を 確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合
- 二 当該介護予防訪問介護が、法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援 事業者又は法第五十九条第一項第一号に規定する基準該当介護予防支援の事業 を行う者の作成する介護予防サービス計画に基づいて提供される場合
- 三 当該介護予防訪問介護が、第四十一条第二項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合
- 四 当該介護予防訪問介護が、入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容と する場合
- 五 当該介護予防訪問介護を提供する訪問介護員等の当該訪問介護に従事する時間の合計時間が、当該訪問介護員等が介護予防訪問介護に従事する時間の合計時間のおおむね二分の一を超えない場合
- 2 基準該当介護予防訪問介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき、訪問介護 員等にその同居の家族である利用者に対する基準該当介護予防訪問介護の提供を させる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係る次条において準用す る第三十九条第二号の介護予防訪問介護計画の実施状況等からみて、当該基準該

- 第4条 条例第46条ただし書に規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。
- (1) 基準該当介護予防訪問介護の利用者が離島、山間のへき地その他の地域であって、その同居の家族から基準該当介護予防訪問介護の提供を受けなければ、必要な介護予防訪問介護の見込量を確保することが困難であると市長が認める地域に住所を有すること。
- (2) 基準該当介護予防訪問介護が法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者又は法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援の事業を行う者の作成する介護予防サービス計画に基づいて提供されること。
- (3) 基準該当介護予防訪問介護が条例第43条第2項に規定するサービス提供 責任者の行う具体的な指示に基づいて提供されること。
- (4) 基準該当介護予防訪問介護が入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる 内容とすること。
- (5) 基準該当介護予防訪問介護を提供する訪問介護員等の当該基準該当介護予 防訪問介護に従事する時間の合計時間が当該訪問介護員等が基準該当介護予 防訪問介護に従事する時間の合計時間のおおむね2分の1を超えないこと。
- 2 基準該当介護予防訪問介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき、訪問介護 員等にその同居の家族である利用者に対する基準該当介護予防訪問介護の提供を させる場合において、当該利用者の意向、当該利用者に係る次条において準用す る第41条第2号の介護予防訪問介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当 介護予防訪問介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問介護員等

当介護予防訪問介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問介護員等に対し適切な指導を行う等<u>の</u>必要な措置を講じなければならない。 (準用)

第四十五条 第一節,第四節(第十五条,第二十条第一項,第二十二条,第二十七条並びに第三十四条第五項及び第六項を除く。)及び前節の規定は,基準該当介護予防訪問介護の事業について準用する。この場合において,第十九条中「内容,当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」に,第二十条第二項及び第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護」に,第二十条第三項中「前二項」とあるのは「前項」に,第二十五条第三項中「第五条第二項」とあるのは「第四十一条第二項」と読み替えるものとする。

に対し適切な指導を行う等必要な措置を講じなければならない。 (準用)

第47条 第1節、第4節(第15条、第20条第1項、第22条、第28条並び に第35条第5項及び第6項を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防訪 問介護の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第27条」 とあるのは「第47条において準用する第27条」と、第19条第1項中「内容、 当該指定介護予防訪問介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わ って支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第20条第 2項及び第21条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」 とあるのは「基準該当介護予防訪問介護」と、第20条第3項中「前2項」とあ るのは「前項」と、第26条第2項中「この節及び次節」とあるのは「第2章第 6節」と、同条第3項中「第5条第2項」とあるのは「第43条第2項」と、第 3 1 条中「第 2 7 条」とあるのは「第 4 7 条において進用する第 2 7 条」と、第 39条第2項第2号中「第19条第2項」とあるのは「第47条において準用す る第19条第2項」と、同項第3号中「第24条」とあるのは「第47条におい て準用する第24条」と、同項第4号中「第29条第1項」とあるのは「第47 条において準用する第29条第1項」と、同項第5号中「第35条第2項」とあ るのは「第47条において準用する第35条第2項」と、同項第6号中「第37 条第2項」とあるのは「第47条において準用する第37条第2項」と、同項第 7号中「第20条第1項から第3項」とあるのは「第47条において準用する第 20条第2項及び第3項」と、第41条中「第4条」とあるのは「第47条にお

いて準用する第4条」と,同条中「前条」とあるのは「第47条で準用する前条」
<u>と</u> 読み替えるものとする。